

指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日：令和6年11月1日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
416	株式会社ザイマックス	東京都港区赤坂一丁目1番1号	辛島 秀夫	株式会社ザイマックス	東京都港区赤坂一丁目1番1号	令和6年10月1日